

## 東大和市平和資料貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、平和意識の醸成に寄与するために東大和市社会教育課が所有する別表に掲げる資料（以下「平和資料」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 貸出しを受けることができる者は、市内に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

### (期間)

第3条 貸出期間は、貸出しを受けた日から14日間以内とする。ただし、市長が特に認めたときは、当該貸出期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、貸出しを希望する平和資料を市が使用するときは、貸出期間を短縮し、又は貸出さないことができる。

### (手続)

第4条 貸出しを受けようとする者は、平和資料貸出申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、平和資料貸出決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

### (遵守事項)

第5条 貸出しの決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、平和資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、平和資料の貸出しを受ける権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 使用者は、平和資料を営利の目的又は平和資料の趣旨に反する目的に使用してはならない。

### (費用負担)

第6条 平和資料の貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中の平和資料の維持管理、運搬等に要する費用は、使用者の負担とする。

### (損害賠償)

第7条 市長は、使用者が平和資料を亡失又はき損したときは、現品又は市長が相当と認める金額をもって賠償させなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

### (取消し)

第8条 市長は、使用者が第5条に規定する遵守事項に違反したときは、貸出しの決

定を取り消し、直ちにその返却を求めることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表

種類	名称・題名	数量	備考
ビデオテープ	被爆体験について（田戸サヨ子氏）	1	映写時間 約56分
光ディスク (DVD)	被爆体験について（田戸サヨ子氏）	1	映写時間 約56分
パネル	広島・長崎被爆写真パネル	30	詳細別紙
光ディスク (DVD)	東大和市戦争体験映像記録 「沈黙の証言者～私たちのまちは 戦場だった～」（日本語版）	5	映写時間 約48分

第1号様式（第4条関係）

平和資料貸出申請書

申請日 平成 年 月 日

東大和市長 殿

平和資料の貸出しについて、下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
貸 出 期 間		平成 年 月 日 ( ) から 平成 年 月 日 ( ) まで
貸出し を受け る人の	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 (電話番号等)	
資料の種類、名称 (題名) 及び数量		

第2号様式（第4条関係）

平和資料貸出決定通知書

決定日 平成 年 月 日

様

平和資料の貸出しについて、下記のとおり決定したので通知します。

東大和市長 印

1 貸出しをすることに決定しました。

貸 出 期 間	平 成 年 月 日 ( ) から
	平 成 年 月 日 ( ) まで
資料の種類、名称 (題名) 及び数量	

(注意)

- 1 貴重な資料ですので、大切に取扱ってください。亡失又はき損した場合、損害賠償を求めることがあります。
- 2 他の人に転貸しないでください。
- 3 営利目的や平和資料の趣旨に反する目的に使用しないでください。

2 貸出しをしないことに決定しました。

理 由	
-----	--